

九十九里町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月8日

九十九里町教育委員会教育長

鈴木 弘

九十九里町教育委員会規則第5号

九十九里町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

九十九里町学校給食センター管理規則（令和3年九十九里町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「校長を経て」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。